

議会運営委員会報告書

令和8年1月13日

備前市議会議長 西 上 徳 一 様

委員長 守 井 秀 龍

令和8年1月13日に委員会を開催し、次のとおり協議決定したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	調査結果	備 考
1 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 議会報告会の開催（2月8日）について ② 次期議会への申し送り事項について ③ 議会先例・事例の改正について ④ 行事予定について	継続調査	—

議会運営委員会記録

招集日時	令和8年1月13日（火）	午前10時00分		
開議・閉議	午前10時00分	開会	～	午前10時54分
場所・形態	委員会室	閉会中の開催		
出席委員	委員長	守井秀龍	副委員長	内田敏憲
	委員	中西裕康		土器 豊
		石原和人		森本洋子
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	西上徳一		
傍聴者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	議会事務局長	石村享平	議会事務局次長	国光裕一郎
	議事係長	青木弘行	議事係主任	田中康平
審査記録	次のとおり			

午前10時00分 開会

○守井委員長 本年最初の議会運営委員会で出席者全員でございます。

1番、議長の諮問に関する事項についての調査研究、①議会報告会の開催について、別紙、議会報告会開催検討事項ということで事務局お願いいたします。

○國光議会事務局次長 令和7年度議会報告会開催検討事項という資料を見てください。

開催日時は御決定のとおり2月8日日曜日、午後1時30分から3時まで。会場は6階の議場です。議会報告会の報告事項については12月定例会の概要、資料としてはこれから発行する議会だより75号を基に行います。

議会報告会への参加ですが、事前申込み、当日参加、傍聴希望の方の当日参加も可ということです。

意見交換についても事前申出、当日随時ということで去年はされているようです。配付資料については議会だより75号と報告会に関するアンケート用紙、当日のスケジュールは12時半に皆さん集まつていただきて、13時から受付を始めて13時30分から始めます。最初に運営の説明を司会でして、議長挨拶、議員の自己紹介。議会活動報告は、総務産業と厚生文教と10分ずつそれぞれ行っていただきます。意見交換ということで3時をめどに閉会、後は撤収です。

次の役割分担について決めていただきたい項目を列挙しております。それから、確認事項といったしまして、右側のページに記入しておりますので、御確認していただければと思います。

○守井委員長 順次決めていかなければならないところを決めていきたいと思いますが、報告会への参加ということで事前申込み、また当日参加、傍聴希望の方は当日参加という形で進めさせていただいたらということでございますが、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのように進めるということでお願いします。

意見交換も事前申出または当日随時という格好でやらせていただくということでおよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのようにお願いいたします。

時間配分は例年どおりということでいいと思います。

運営方法の説明、後で司会をどなたかでやっていただくか、議長の挨拶はいいと思います。議会活動報告、厚生文教、総務産業代表という格好を徹底していきたいと思います。

7番まで何か皆さん方御質問、問合せありますでしょうか。

○中西委員 開催の日時ですけども、御存じのように選挙との関係で第1案がこの2月8日、第2案が2月15日になっているけど、第1案でまだ決まらないと。今日のお話によると多分この日が決まるのは来週の月曜日ないし火曜日だろうと。今週中にはまだ決まらないということで、この日が外れればいいですけども、選挙の日になった場合にこれをやるかどうか、ここだけは確

認しておいたほうがいいかと。

○守井委員長 事務局、2月8日に選挙となった場合はいかがか報告願えますか。

○國光議会事務局次長 今、中西委員がおっしゃったように1月27日告示、2月8日投開票が第1案で、2月3日告示、2月15日投開票が第2案ということです。事務局としては2月8日になったら中止の線でどうかと思っています。

○守井委員長 事務局から報告ございましたけれども、2月8日になった場合は事務局員が選挙投票事務にも行かなければいけないということがあるので、無理ではないかと。2月8日が投票になる場合は中止ということですけれども、2月1日の広報だよりの締切りが2月15日前後にになっていると思うけど、今のお話では19日か20日にそれが決まれば中止を流せますけど、それが決まっていない場合は8日の予定で発送しなければならないということになると思う。今の予定ではそんな話も出ていますけど、19、20日ぐらいに決定したらまだ間に合うのか、どうですか、事務局。

○國光議会事務局次長 16日校了できりぎり待っても19日朝と言われているので、多分をそれ待たず原稿には次期議会報告会は2月8日の予定ですという案内はしますが、そこに分かるように2月8日が選挙になった場合は中止とするということを書いたものでいかせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○守井委員長 そういう格好で皆さんよろしいですか。

○中西委員 それでいいと思います。もう総務省は各選管に通知を出していますので、この2案で体制を取るようにということで来ていますから、多分うちのほうは選管にも県選管から来ていると思います。

○守井委員長 事務局よろしいですか、今の話で進めていただくということで。

○國光議会事務局次長 先ほど、2月8日という広報はするけど、選挙になれば中止とさせていただきますという原稿にさせていただこうかと思っています。

○守井委員長 15日もし間に合えば、発表すればもう中止なら中止でいけたらいいと思いますし、反対にやらないということになったら2月8日報告会という格好になるけど、その辺の微妙なことは総務のほうの事務局と話ができますか、ほうの。できないなら今言った話でまとめとつたらいいと思うが。広報の担当の部署と原稿のゲラのところの変更が19、20日の辺でできですか。

○國光議会事務局次長 そのいとまがないと思うので、16日校了の予定でいっているので、もうそこはそう書いて、後は国がどう判断するかに任せようかと思っています。そこで変えるのは難しいと思っています。

○守井委員長 19日に変えるということも難しい。

○國光議会事務局次長 こちらはエクセルか何かで変えればいいんですけど、向こう側の段取りとしてかなり難しいと思うので、そこは勘弁していただければと思います。

○守井委員長 分かりました。

皆さんそういうことで御了解いただけますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そういうことでお願いいたします。

役割分担について決めていきたいと思います。

役割がいろいろございますけれども、どうぞ國光次長。

○國光議会事務局次長 この資料に足らなかったのですが、議会からの報告、去年は総務産業と厚生文教からの報告になっておりますが、どちらかというとボリューム、いろいろなことがありますようけど、予算決算審査委員会からの報告もあってもいいのではないかという事務局からの提案があるのですが、どうでしょうか、皆様。

○守井委員長 確かに厚生文教、総務産業の所管に関する事務と予算に関する案とは若干違うところがあるので、それなりに説明したほうがいいと思うので、結局10分延ばして10分、10分、10分という格好にして意見交換を短くする格好で進めたらどうかという新たな提案ですが、皆さんいかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

時間構成を変更して活動報告の中でどなたがするかはまたそれぞれ決めていただくといたします、厚生文教、総務産業、予算決算の3部門で活動報告を願うということで修正してください。

役割分担のお話ですけれども、司会進行、入り口の案内、6階の受付、報告、記録報告書、意見交換回答、録音、マイク、写真が事務局という形でそれぞれ分担したいと思いますが、まず司会進行、議会運営、どなたかやってみたいという方おられましたら。

○内田副委員長 去年私させてもらっているから。

○守井委員長 司会進行は私守井でやらせていただきます。

あと報告をするので報告と、6階受付、入り口案内、記録併せてですけど、それぞれ4役あるが、総務産業、厚生文教で人数だけ決めさせていただいて、それぞれの委員長で決定していただける方向でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そしたら、報告される方は1人ずつ、合わせて予算決算が1人、ここで3人必要になってくると思います。入り口の案内は2人、6階の受付も2人、厚生文教、総務産業1人ずつでいいと思うが、どうでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

併せて記録も1人ずつでいいと思うけれども、皆さんいかがですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

そのようにお願いたします。

総務産業それぞれ4人役割が必要になってきますので、司会とか予算決算の報告以外の方で選考していただくようにということで総務産業委員長、厚生文教委員長よろしいでしょうか。相談するなり指名でやっていただいてということで。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

いつまでに報告していただいたらよろしいですか、事務局。

○國光議会事務局次長 委員会が16日に総務産業と20日の厚生文教の折に決めていただけたらと思います。

○守井委員長 それぞれの委員長の方、16日と20日の日に役割分担よろしくお願ひしたいと思います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

各委員会で選考よろしくお願ひいたします。

何もしない方がおられるというのもどうかと、何か役はないでしょうか、ほかに。

○國光議会事務局次長 ここに明記されない方は記録、報告、意見交換会の回答ということになっていますけど。

○守井委員長 残りの方は意見交換の回答の案文づくりをお願いするという格好にしていただけたらと思いますが、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

各委員会でそのようにお知らせをよろしくお願ひします。

役割分担については16日と18日に決定していただいて、報告よろしくお願ひいたします。

それ以降のところ、これは若干説明しなければならないところがありましたら。入り口案内から参加者の座席まで。特にはございませんか。いつもどおりということでおろしいですか、事務局。

○國光議会事務局次長 はい。

○守井委員長 そのようにお願ひいたします。

議会報告会に関してその他で、1番、発言時間等について発言時間、回数は均等に発言機会を設けるよう司会者に一任。議会個人に対する質問、受け付けない。市政や市議会へ質問に対する回答について所管の常任委員会、議会運営委員会に一任する。中止の決定及び連絡、気象条件など中止の決定は議長に一任する。6階フロア全体を会場とすることから湯茶の準備は行わない。

その他の項目の中へ一応こういうところでございますけれども、質疑応答のあった場合の回答はどなたがするかというところがいかがかな、どういう具合にするかというところですが、それはいかがでしょうか。事務局何かありますか。もう各自精通された方が回答するというような格好にしましょうか。それとも、委員長に回答していただくという格好がいいのでしょうか。

○國光議会事務局次長 当日の御質問もありましょうから各委員会で精通された方で御答弁していただければと思います。

○守井委員長 分かりました。

その旨を各委員会でも、質疑応答があった場合の回答の仕方について、司会から御案内いたしますから精通された方にお願いしたいという格好の連絡をよろしくお願ひいたします。

議会報告会、そのほかにも何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

事務局このように手配をよろしくお願ひいたします。

1番、議会報告については以上でございます。

2番、次期議会への申し送り事項について、前期議会運営委員会の申し送り事項について事務局から説明をお願いいたします。

○青木議事係長 申し送り事項につきましては、これまで議会運営委員会で御協議、御決定とはなっておりませんが、新たに追加する項目などを今後短い間ではございますけれども、御協議、御決定いただきたいと思います。

期限といたしましては、本年4月政務活動費の御審査をいただく議会運営委員会でお願いしたいと思いますので、それまでには何かしらの結論を出していただきたいと考えております。

今日資料としてお配りしておりますのが前期から申し送りのありました14項目でございます。本日決定いただけるものがあれば御決定いただき、それ以外につきましては先ほど申しました4月までには御決定いただきたいと思います。

○守井委員長 事務局からの説明は以上でございますが、この中で旧議会BCPについてですけど、一応これは前年度で決定しておるということで、ここは削除していいと思うが、皆さんいかがですか。

その他の項目についてはまた検討していただいて、今さっき話がございました政務調査費の審査のときまでに決定していただいたらということで各自相談していただいてということでございますが。

議会BCPについてを削除していただくということで、どうですか。

○中西委員 私はもう少し残しておいてもいいという感じがします。といいますのは、大分市さん見ても結構細かく文書の上ですけども、しておられたので、今後もう少し手を入れるところがあるかも分からぬというところで残しておいてはいかがかと。

○守井委員長 分かりました。補足を考えるという意味で残しておいたらどうかということで、それは結構だと思います。

また、皆さんよく相談していただくということで、よろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○土器委員 予算決算審査委員会に監査委員は出席しないようにしたらいいのではないか。傍聴はいいとして。この前尾川委員が監査委員なのに最後に意見述べていた。監査委員なのに物すごく質問していた。そりやあおえん。

○守井委員長 要するに監査委員を辞退したらどうかということですか。

○土器委員 監査委員になったらそれをしないように。それするなら監査委員を辞退するべきと思う。次からでいいです。今さら言ってもおえんけど。私も監査委員していたから分かるけど、監査委員としておかしかったらチェックはできるから、だから予算決算のときに言う必要もない。議長と同じように傍聴はしても意見を言わないように、言えないように出席をしないようにしたほうがいいと思う。

○守井委員長 それは1番の予算決算審査委員会の運営についての意味合いの中で検討していくだくという格好に。

○守井委員長 全国的な事例がどういう形になっているか、よその予算決算委員会で監査委員は除外するとかという話があるのか。それが一般的な話であればそういう話に進めていけばいいと思います。

○土器委員 私も監査委員させてもらったから分かるので、チェックできる、監査委員として。

○守井委員長 検討事項ということで。

ほかに何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

取りあえず相談していただくと、提示していただくということで最終的には4月の政務調査費の審査のときまでにということでよろしくお願ひいたします。

続きまして3番、議会先例事例の改正についてお願ひいたします。

○青木議事係長 別添の議会の先例、事例の改正について新旧対照表案をお配りさせていただいておりますので、御覧ください。

先例6になります。現行では「議会の招集告示と同時にその付議事件の告示がなされるのが例である」と。こちらにつきまして、改正案としては削除させていただいております。その理由といいますのが、議会の招集につきましては定例会、臨時会問わず告示が市長からなされることになっております。それ以降の同時にその付議事件の告示とありますけれども、こちらは自治法上の取決めはございません。これが先例として挙げられた理由は分かりかねるところはございますが、臨時会につきましては付議事件も告示をするようになっております。ただ、告示と同時に今議長に議案の送付ということで議員宛てに議案の送付通知書が来ておりますので、それに代えることができますので、先例6は削除させていただきたいと考えておるところでございます。

先例20になります。「招集告示された市長提出議案は招集告示と同時に議員に発送されるのが例である」と。こちらにつきましては、招集告示と同時に議案は先ほど言いましたように皆様のお手元に配付されております。ただ、招集告示の後に送付されました市長の提出議案は、追加議案ということで初日の上程のときにも追加ということになりますので、こういう改正をしてはどうかと考えております。

先例55になります。こちらは本会議へ出席する説明員等についての規定でございますが、議

場への説明員の出席につきましては自治法では市長、教育長等、いわゆる長がつく方の出席を議長からするとなつておりますので、今回は（1）につきましては「会期中に出席を求めるもの、市長、副市長、教育長、各部室長及び病院総括事務長」に改正をしております。（1）につきましては今まで機構改革があるたびに部長とか室長のところを変えてきましたので、その手間を省く、手間といつたら申し訳ないですけども、省くためにこのような表記にさせていただいております。（2）につきましては、先ほども言った自治法上市長、教育長、選挙管理委員の委員長、農業委員会の会長及び監査委員並びにその委任した、または嘱託した者という規定がございますので、現行にあります各総合支所長とか、そういう方々につきましてはこちらの規定により必要があれば出席要求することができると改正をさせていただいております。

先例55の本文になりますけれども、本来出席要求をする場合に当たりましては、できるだけ文書でやることが望ましいということがございます。現行ではそちらがありませんでしたので、そこを追加させていただいて文書による出席要求は行わないということで口頭でお願いするというふうに改正をさせていただいておるところです。

先例57になりますけれども、「数個の条例改正を一つにして提案された条例改正案は常任委員会の所管により分割して付託することができる」という規定でございました。こちらにつきましては、附則とか条立てで数個の条例案を一つに提案されたものがありますけれども、主に本案を所管いたします担当課を所管するところの常任委員会へ付託するようにしてはどうかと考えておりますし、もう分割付託は基本的にはやめるという改正をさせていただいています。

先例65、「質疑、一般質問の発言順序の決定方法は議会運営委員会の協議による」というところで、こちら（2）になります。基本的に一般質問の発言通告につきましては通告時に行う抽せんくじによって決まっております。ただ、今病院事業管理者とか監査委員等々の関係もございますので、そちらを出席要求してお呼びすることになりますと一般質問の最終日とかに変更しておりますので、なお書き以降、なお答弁要求者によっては順序の変更もあり得るという文言を付け加えております。

先例80になります。「会議録署名議員は会議ごとに会期の冒頭において議席の若番から順に3名ずつ指名していくのが例である」という現行でございますけれども、こちら会議ごとに議席の若番順ということになりますと、もうどの会議の冒頭でも常に1番、2番、3番ということになるという誤解があつてもいけませんので、通常会議録署名議員につきましては定例会、臨時会の運営を御協議いただく議会運営委員会において決定していただいておりますので、このような改正にさせていただいております。

先例99になります。「議員が委員会を傍聴しようとするときは、あらかじめ委員長に申し出る」というところで今まで来ております。このように運営されておりますけれども、特に委員長の許可なしに委員外議員も委員会室で傍聴できることにしてどうかということで削除させていただいております。今、テレビ中継もございますので、隣の部屋で見ていただくこともありますと

いうことも含めまして、このような改正にさせていただいております。

この改正につきましては来期から、平成8年6月1日からの適用でお願いしたいと考えておりますので、本日全て協議いただく、御決定いただけるか分かりませんけれども、御協議をお願いいたしたいと思います。

○守井委員長 以上、事務局からの提案がありましたけれども、今説明されただけで決定できるかどうかというところもあるけれども、皆さん方から御質疑、これはどうかと思うところとか、質問、聞いておきたいというのが、あるいはこの場で決めるのではなくて時間的な余裕が欲しいとか、そういうものを含めて皆さん方から御意見がありましたらお聞きしたいと思うけれども、どなたからでも結構です。

○中西委員 55の必要により出席を求める者がありますけども、この中で現行は地方自治法第121条に定める委員会の長と。今地方自治法を持ってないので、ずっと出ないですけど、それは農業委員会とかを指すものですよね、たしか。そこを削ってこちらのほうへ全部包含されるのでしょうか。

○守井委員長 地方自治法第121条を読んでみて。

○青木議事係長 地方自治法第121条になりますけれども、普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長または公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員、その他法律に基づく委員会の代表者または委員並びにその委任または嘱託を受けた者は議会の審議に必要な説明のため、議長から出席を求められるときは議場に出席しなければならない。あとただし書がございます。

というところで、今改正案を出しておりますけれども、先ほどの御指摘のようにこのままだと農業委員会の会長とかが入らないかもしれませんので、文言はもう一度精査させていただきたいと思います。

○中西委員 ここでは農業委員会の会長及び監査委員並びにその委員または嘱託を受けた者という書き方で入るには入るけど、第121条が全体包含するものになりますよね。それで、備前市の行政組織に合わせて漏れがないのかどうなのかというところです。

○青木議事係長 委員の指摘のように漏れがないようにこちらのほうには列挙させていただくよう改定案を改めてつくらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○中西委員 57ですけども、これよく委員会審議のときに問題になりますよね。委員会の所管により分割して付託することができる。今回は、本案を主に所管する常任委員会に付託すると。これで実際はどういうふうに変わることになるのでしょうか。

○青木議事係長 例えばですけれども、今回も総合計画、後期基本計画がございました。こちらは主に企画課が所管するというところで総務産業委員会に付託をさせていただいております。今回の場合は総務産業委員会で審査、それから採決までいたしましたところでございます。その前段として閉会中に厚生文教委員会でも基本計画を御審査、御協議いただいたところでございます。

ただ、分割付託しないということになりますと先ほど言った大きな計画、総務産業にも厚生文教委員会にもまたがるような場合は、どちらか所管は一つ決めていただいて、あとは今連合審査会を設けてこの前も旧アルファビゼンのことを、こちら調査事項ではございましたが、議案ではございませんが、やったこともございます。過去には平成20年ぐらいでしたか、まだ予算決算委員会が常任委員会でないときに分科会方式でやられていたころもありました。そのときは分割付託であったわけですけど、そちらのほうで所管のある事業のことについて聞きたいというところで、はっきりは忘れましたけど、総務委員会が産業委員会のほうに連合審査会を申し入れたということもございましたので、一つ考えられることは分割付託ではなく連合審査会を開催して審査はしていただくと。ただ、連合審査会になりますと採決につきましてはもちろん付託された委員会ということになります。事務局として今考えておるのはそういう連合審査会の活用が考えられると思います。

○中西委員 聞いておきたいのは条例改正でまとめて出してくる条例改正があります。これは所管が総務だから総務へ行ってしまう。ところが、実際には厚生に係るところもあつたりするわけですけど、それはこの現行のじゃなくて今度改正案の中で本案を主に所管する常任委員会へ付託するということで一本化することになるわけですか。

○青木議事係長 中西委員言われるように一本化して所管するほうの付託した委員会で審査をいただくということになります。ただ、先ほど言ったように必要であれば、またがるところにつきましては連合審査会の開催も可能であるというところで御審査はいただけると思います。

○中西委員 この間も連合審査を行ったわけですけども、私は一つ有効な手段だとは思う。この議会の先例集の中での、あるいは地方自治法の中での連合審査会というのはどのように位置づけられているのか。正式の委員会ではないと。しかし、それを具現化するための一つの別の審査の形態だということにはなると思うけど、先例集の中では今青木さんが言われたことはどこに出てくるのでしょうか。

○守井委員長 どこか連合審査会に関する条文があるのでしょうか。

○青木議事係長 先例集には連合審査会をという、今現在はなかったかもしれませんけれども、この前のビーテラスもそうですし、調査事項になりますけれども、そういうことも過去にありますので、そちらはまた、今回お示しできておりませんけれども、先例・事例集の事例として掲載していくということは考えております。

○中西委員 私はできればこの機にどこかにそういうやり方がありますというのを一つ書いておいたらどうかと。今言われたことが実際にそういうことでできますということになれば違ってくると思いますので。

○石村議会事務局長 この先例は以前に一般会計の予算を分割付託していた時代の名残だと思っています。基本的に議案は分割ができないというのが原則がありますので、今は予算決算審査委員会に一本で付託をしていて各常任委員会に分割付託はしていないです。こういう先例はありま

したけど、分割付託をした事例があるのかというと、過去予算以外したことがないというのがあってここで見直しをさせていただいている。

先ほどおっしゃった連合審査会について先例を載せるというよりも、事例としてはこれまでやってきた事例がありますので、それは載せたいと思っています。これまで所管をまたがる議案をどうしていたかというと、連合審査会をやった例はあまりなくて、説明のできる説明員をその委員会にお呼びして審査をしていただいていましたので、必ずしも連合審査会を開く必要もないと事務局では考えています。もちろん連合審査会をやった事例は載せますし、平成20年に先ほど議事係長が申し上げました総務委員会での連合審査会もその当時の事例も載せるようにしたいと思っています。

○守井委員長 連合審査会のやり方を含めて事例としては挙げていただくということで進めることで、よろしいですか。

○中西委員 ありがとうございます。

○石原委員 55ですけれども、（1）と（2）に両方に市長と教育長が載っておる、会期中に出席を求める者と必要によりというところでそこはどうなのかなと思うけど。

○青木議事係長 先ほど、中西委員からも御指摘いろいろありました。こちら私としては市長、教育長、選挙管理委員長と農業委員会の会長、監査委員たちが例えば監査委員だったら監査委員事務局長を委任するとかという意味合いでつくらせていただいております。ただ、文言としてはかぶるところもあるかもしれませんので、表記につきましては改めて御検討させていただきたいと思います。

○守井委員長 表記は検討ということで。

事務局、99番の議員の傍聴の話ですけど、この傍聴規程も自由にどうぞ、来る、来ないは別にしてという話で本当にいいのか。勝手に入って勝手に出ていくという感じになるけど、そうなったら委員長の許可があつたほうがいいと思うけど、皆さんどうですか。けじめがなさ過ぎる感じになる可能性があると思うけど、いかがですか。

○石村議会事務局長 この先例は旧庁舎の時代に議員が委員会室に入らないと委員会が傍聴できないという時代の先例だと思っておりまして、今はもうほとんどの方が委員会室に入られずに議員控室とか、ロビーで中継を見られている方が多いと思います。ですので、正式に委員会に入られる場合だけの規定になろうかと思いますので、今回削除してはという御提案でございます。

○守井委員長 皆さんどうですか。残したほうがいいと思うけど。また、検討してみてやってください。最終決定じゃなくて最終的なものを相談していただいて、また。皆さん相談してみて。皆さんが委員会へ出たり入ったり自由だということでいいということであればいいと思うし、委員長どうですか。

○森本委員 傍聴席は所管の委員の方が座っておられるその後ろになる、通常どおり今までの後ろですよね。そうであれば、私も今まで議員になってからこの中へ入る場合は委員長に傍聴の許

可を取って入るようにしていたけど、それこそ新庁舎になってからは控室で聞かせていただくことが多いので、委員長がおっしゃるようにこの委員会室に入る場合は委員長の許可を取るというのを残しておいてもいいとは思いますけど、検討させてください。

○中西委員 傍聴しようとするときはあらかじめ委員長に申入れる、これは私は建物の問題ではなくて委員会を1日委員会、昔は委員会は同時にやっていましたけど、これを1日委員会にして、その代わり所管の委員会でない傍聴者も議長、委員長の許可を得て発言することができる。それは1回きりだったかな。そういう規定があった上での委員長に許可を申し出るというのがあったと思う。そうすると僕なんかが委員会ずっと入ってしゃべるためのこれは文言かと僕も言われたことがあって、そうではないと。議員としてのそれぞれ権限を認めるというところなんだということだったというのが起こりだと思う。ただ、場所が変わって今委員会でも庁内は見られることになっているので、それは委員長の許可を得なくても見ることができるということになっているとすれば、ということにはなるけど、委員会に入ってきた、委員長の許可を得て発言ができるという一つ特権を持っているわけで、それは中へ入ってきた人は残しておいてもいいのかなと思います。発言ができるという規定がまだ残っていますよね。

○青木議事係長 委員外議員の発言ということで「発言希望者は付託された議案に限り開催前日の午後5時までに文書により通告する。委員会で許可された者についての発言は1開催につき1回限りで発言時間は1分以内とする」という申合せはまだございます。

○中西委員 そこはテレビを見ている人とは違うところだと思うので、もしそれを残すとすればこれは残しておいてもいいという感じですね。

○守井委員長 そのほかはよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

次の議運のときまでに修正かけていただいて、それで決定していただくということで、会派の方にも何らかの形で相談していただいて、次の議会運営委員会のときに決定していただくということで係長よろしいですか。

○青木議事係長 先ほど委員長申されましたように、先例・事例集改めまして再度委員会に御提出したいと思います。

あわせて先ほど申合せのことも言いました。こちらについても御一読いただき、次期議会に申し送る等々がございましたらまた御協議いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○守井委員長 そういうことでよろしくお願ひいたします。

4番の行事予定、お願ひいたします。

○青木議事係長 レジュメに記載のとおりではございますが、レジュメにないところ、まず本日13日、13時30分から急遽で申し訳ございませんけれども、全員協議会を開催いただくようになっております。明日、瀬戸内市議会さんが行政視察にお見えになられます。1月16日に総

務産業委員会、20日に厚生文教委員会が開催されます。22日に鳥羽市さんが議会運営委員会の行政視察でお見えになられます。

2月3日、彦根市さんがまちじゅうどこでも図書館について、会派で御視察にお見えになれます。6日、議長が第52回定期総会、全国高速自動車道協議会に御出席されます。2月8日は先ほど御決定等いただきました議会報告会。2月10日に議会運営委員会、こちらは2月定例会の御審査をいただく予定としております。2月16日月曜日から3月17日でございますが、議会第1回定例会。2月18日、第185回産業経済委員会に議長が御出席にされます。

3月になりますけど、24日火曜日、東備消防組合議会の定例会が午後1時30分から開会されるという予定でございます。

○守井委員長 行事予定について何か皆さん方からよろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

行事予定については以上でよろしくお願ひします。

変更がありましたら都度変更をお願いいたします。連絡してやってください。

このほかに皆さん方から御提案なり御協議することがございましたらお話を伺いしたいと思いますが、よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議会運営委員会を閉会いたします。

午前10時54分 閉会